

令和6年度

株式会社神戸フェリーセンター

事 業 概 要

港 湾 局

目 次

I	会社の設立趣旨	1
II	会社の概要	2
III	会社の機構・社員数	
1	機 構	3
2	社 員 数	4
3	役 員	4
IV	株式会社 神戸フェリーセンター 定款	5
V	令和5年度事業報告	
1	事業の概要	9
2	損益計算書	11
3	貸借対照表	12
4	損益明細書	13
VI	令和6年度事業計画	
1	事業計画の概要	14
2	経営改善の取組状況	15
3	予定損益計算書	17
4	予定貸借対照表	18
5	予定損益明細書	19
VII	主要事業の推移（令和3年度～令和5年度）	20
	（参考）財務状況推移	21

I 会社の設立趣旨

昭和40年代当初の内航海運において、経済発展に伴い輸送量が増大し、積載効率の向上や利用者側の要請を受けて、大型カーフェリーが続々と出現することとなった。

その後、これらのカーフェリーの受け入れ施設設置にあたり、機能の強化、駐車場の大型化及び海陸交通の最も効率的に結合する施設の要請が高まってきた。

この要請に応えるため、東神戸フェリーターミナルにおける各フェリー会社の船舶運航（埠頭使用・離着岸・乗船券発売等）について、フェリー埠頭の公共性を維持しながら車両並びに旅客貨物の安全輸送に資するとともに、フェリー輸送だけでなく経済全体の発展に寄与することを目的として、昭和44年8月、東神戸フェリーターミナル内に株式会社神戸フェリーセンターが設立された。

設立以降、各フェリー会社の船舶運航の陸上作業を主体とする業務の一元的運営により、フェリー埠頭の公共性を維持しながら、車両並びに旅客の安全輸送に努めてきたが、景気の低迷、原油価格の高騰、高速道路料金の大幅な見直し、さらには新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅客需要の低迷等、フェリー事業は厳しい局面に置かれてきた。

しかし、フェリーは災害時には陸路に代わる輸送手段の役割を担うほか、CO₂排出量が少ない環境性能や、昨今のトラックドライバー不足、トラック輸送における労働時間規制等を背景に、国内物流を支える輸送手段として、その重要性が高まっている。

コロナ禍で落ち込んだフェリーの利用状況は、回復に向けて増加傾向にあり、引き続き船社や関係機関と一体となり、神戸港の活性化に貢献していく。

II 会社の概要

1. 商 号 株式会社 神戸フェリーセンター

2. 所 在 地 神戸市中央区新港町3番7号

3. 設 立 昭和44年8月29日

4. 資 本 金 授權資本金 200,000 千円

払込資本金 50,000 千円

主な株主

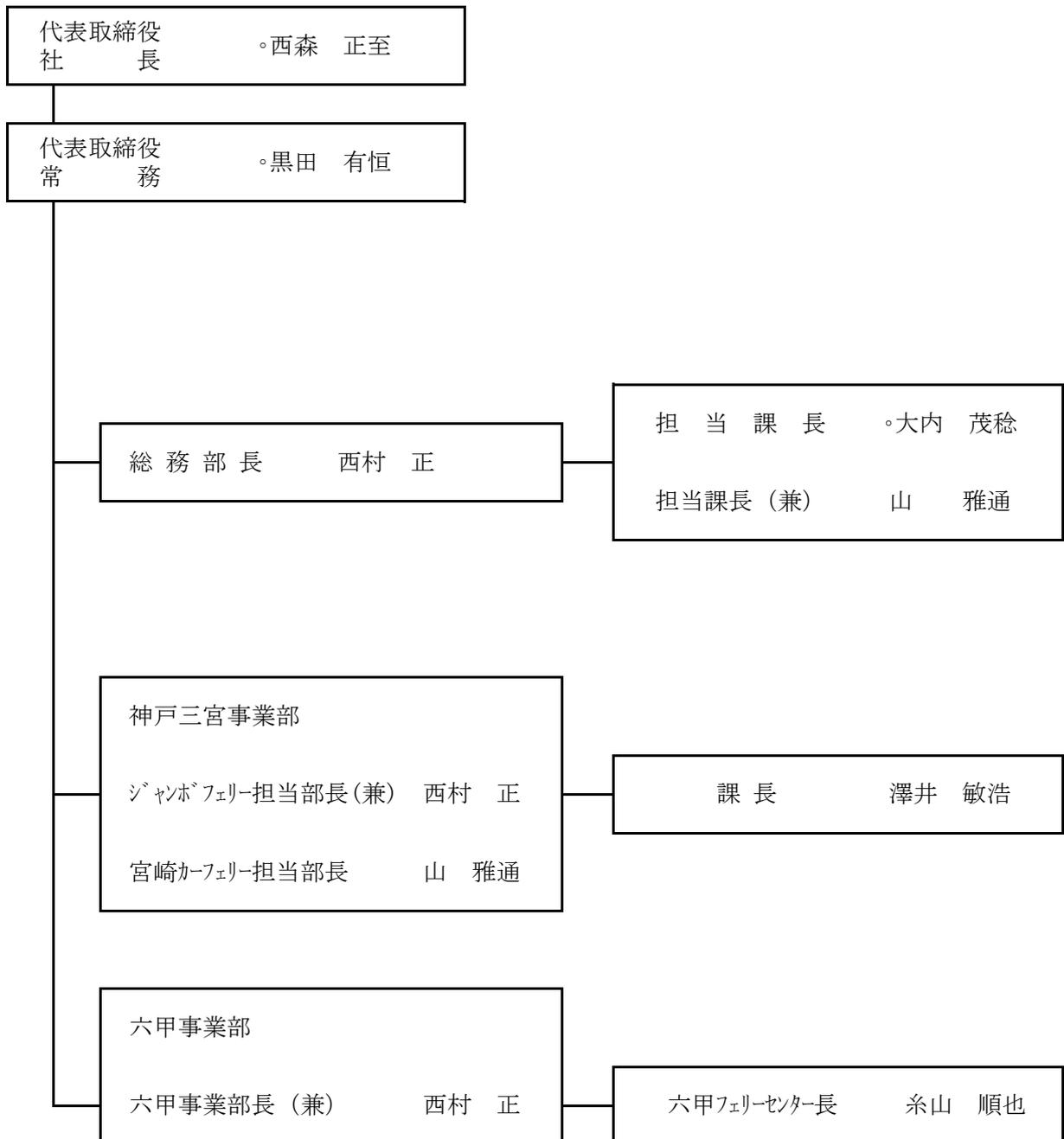
神戸市 18,000 千円

(株)こうべ未来都市機構 17,500 千円

III 会社の機構・社員数

(令和6年7月1日現在)

1 機構



◦印は本市を退職した職員を示す。

•印は本市派遣職員を示す。

2 社員数

(令和6年7月1日現在)

	部長	課長	係長	係員	合計
総務部	1	1	1	3	6
神戸三宮事業部	1	1	6	21	29
神戸三宮フェリーセンター	1	1	6	21	29
六甲事業部			2	5	7
六甲フェリーセンター			2	5	7
計	2	2	9	29	42

(注) 兼務職員については、所属部署で計上し、兼務部署では計上しない。
社員数については、嘱託職員を含む。

3 役員

(令和6年7月1日現在)

役員の種類	氏名	現職名
代表取締役 社長	西 森 正 至	
代表取締役 常務	黒 田 有 恒	
取 締 役	長谷川 憲 孝	神戸市港湾局長
同 上	山 村 昭	神戸地下街株式会社 代表取締役社長
同 上	山 平 晃 嗣	株式会社こうべ未来都市機構 代表取締役社長
監 査 役	福 元 隆 久	弁護士

IV 株式会社 神戸フェリーセンター

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社神戸フェリーセンターと称する。

(目 的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車航送船事業者、旅客、車両並びに貨物への役務の提供
- (2) 自動車航送船埠頭の管理運営
- (3) 駐車場の管理運営
- (4) 一般日用品雑貨、煙草、酒類、飲食物、雑誌、新聞、医薬品、郵便切手及び観光用土産品の販売並びに自動販売機の管理・運営
- (5) 飲食店業
- (6) 不動産の賃貸、管理
- (7) 高速道路及び有料道路における料金徴収業務
- (8) 一般道路、高速道路及び建造物等の清掃並びに維持管理業務
- (9) 交通誘導、常駐、巡回、保安警備、輸送警備、機械警備及び臨時警備の請負業
- (10) 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を神戸市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、40万株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第7条 当社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券、1,000株券の4種類とする。

(株式譲渡の制限規定及び株式取扱規則)

第8条 当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。

- 2 株式の名義書換、質権に関する登録、信託法による信託財産の表示又はその抹消、株券の再交付に関する手続き並びにその手数料、その他株式事務取扱については、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主等の氏名、住所及び印鑑の届出)

第9条 株主及び登録された質権者またはその法定代理人は、当会社の定める書式によりその氏名及び住所を届出なければならない。これを変更した時も又同様である。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要のつど招集する。

(総会の議長)

第12条 株主総会の議長は代表取締役が当たり、代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役が代わる。

(総会の決議方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主又はその法定代理人は、他の者を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 代理人は、本人の当会社に届出ある印鑑を押捺によって議決権を行使するときは代理権限を証する書面を当会社に提出することを要する。

(株主総会議事録)

第15条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印してこれを当会社に保存する。

第4章 取締役、監査役、及び取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当社は取締役会を置く。

(監査役の設置)

第17条 当社は監査役を置く。

(役員の数)

第18条 当社に取締役は3名以上、監査役2名以内とする。

(役員を選任)

第19条 取締役及び監査役は株主総会において選任する。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(役員任期)

第20条 取締役の任期は選任後2年内、監査役の任期は選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠により選任した取締役及び監査役の任期は前任者の残任期間とし、増員によって選任した取締役の任期は他の取締役の残任期間とする。

(役員補欠)

第21条 取締役又は監査役中に欠員ができたときは、法定の員数を欠かず且つ業務に差支えない限り、その補欠選任を行わないものとする事ができる。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第22条 取締役会の決議をもって、会社を代表すべき取締役社長1名を選定する。

- 2 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。
- 3 取締役会の決議をもって、取締役社長のほか、会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会)

第23条 取締役会は特に法令又は定款の定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

- 2 取締役会は社長がこれを招集し、その通知は会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会に関する事項は取締役会規定で別に定める。

(取締役会の決議の省略等)

第24条 取締役が取締役会の目的である事項について提案をした場合において、当該

提案につき取締役（当該事項について議決権を行使できるものに限る）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは除く）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役又は監査役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法363条第2項の規定により報告すべき事項を除く）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

（取締役会議事録）

第25条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印を行う。

（役員報酬）

第26条 取締役及び監査役の報酬並びに退職慰労金は株主総会で定める。

（取締役、監査役の責任免除）

第27条 当社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者も含む）の責任を法令の限度内において免除することができる。

（取締役、監査役との責任限定契約）

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条の最低責任限度額とする。

第5章 計 算

（事業年度）

第29条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当）

第30条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は、記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

第1条 本定款に定めなき事項は総て会社法の規定に従う。

V 令和5年度事業報告

1 事業の概要

令和5年度の国内経済は、コロナ禍からの脱却に伴う内需の拡大やインバウンド需要の増加などを受けて景気の回復が見られたが、その回復は、円安や物価の上昇から穏やかとなった。

このような中、令和5年度は、「経営改善計画」に基づき、債務超過の解消に向けて、経営体力の維持・向上に努めながら、引き続き3船社3航路の埠頭管理業務等を行い、フェリーの円滑な運航に寄与するとともに、駐車場・シャープール等の運営を行い、人流・物流の両面から神戸港の活性化に取り組んだ。

(1) フェリー事業

神戸三宮フェリーターミナルにおける神戸～小豆島～高松航路、神戸～宮崎航路、六甲アイランドフェリーターミナルにおける神戸～大分航路の埠頭管理、券売及び案内業務を行った。ターミナル内を車両（乗用車・トラック）が輻輳する中、これらを安全に誘導しつつ、各フェリー船社と貨物等の積み下ろしに係るヤードの細かな利用調整を行い、安全かつ効率的な運営に努めた。

各航路の利用状況については、旅客は令和4年度実績を上回ったが、トラックは中国の景気低迷等の影響で令和4年度実績を下回った航路があった。

(単位 台、人)

発着地	航路	船社	便数	乗用車	トラック	総人員
神戸三宮	神戸 ～ 小豆島 高松	ジャンボフェリー(株)	4/日	18,019 (115.5%)	38,347 (92.7%)	121,249 (118.7%)
	神戸 ～ 宮崎	宮崎カーフェリー(株)	1/日	32,165 (100.9%)	27,299 (114.0%)	75,407 (128.6%)
六甲 アイランド	神戸 ～ 大分	(株)商船三井さんふらわあ	1/日	11,329 (101.1%)	29,427 (92.5%)	74,445 (117.9%)

(注1) ()内は対前年度比率。

(注2) いずれも神戸発便のみの実績。

(2) 駐車場等事業

ポートアイランド中埠頭駐車場、青木北駐車場、ポートアイランドシャープール、六甲アイランドシャープール、摩耶埠頭シャープール、ポートアイランド2期シャープールの管理運営等を行った。

駐車場については、中埠頭駐車場においてまとまった解約に伴い契約台数が減少したものの、青木北駐車場、各シャープールについては、順調な利用状況である。

(令和6年3月31日現在)

駐車場名等	利用目的	駐車可能台数	契約台数
ポートアイランド中埠頭駐車場	乗用車	187台	126台
青木北駐車場	乗用車	136台	136台
ポートアイランド シャーシプール	シャーシ	20 F 30台	20 F 30台
		40 F 190台	40 F 190台
		40 F 283台	40 F 283台
		40 F 27台 20 F 22台	40 F 27台 20 F 22台
六甲アイランド シャーシプール	シャーシ	20 F 95台	20 F 95台
		40 F 185台	40 F 185台
		40 F 255台	40 F 255台
摩耶埠頭シャーシプール	シャーシ	40 F 90台	40 F 90台
ポートアイランド2期シャーシプール	シャーシ	40 F 273台	40 F 273台

(3) 指定管理者事業

神戸三宮フェリーターミナル、ポートターミナルの管理業務を受託し、施設設備の管理、維持、保守、点検を行った。

また、ポートターミナルについては、神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体の構成員として、令和5年度より再受託し、引き続き管理運営を行った。

- ① 神戸三宮フェリーターミナル管理運営業務
- ② ポートターミナル管理運営業務

3 貸借対照表（令和6年3月31日現在）

（単位 円）

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	167,714,454	(負 債 の 部)	218,516,429
現 金 預 金	151,561,798	流 動 負 債	101,699,188
売 掛 金	16,152,656	買 掛 金	32,546,476
固 定 資 産	40,167,696	未 払 法 人 税 等	16,628,600
有 形 固 定 資 産	30,327,443	未 払 消 費 税	10,655,500
建 物	5,440,643	前 受 金	12,419,234
建 物 付 属 設 備	3	預 り 金	18,706,950
構 築 物	24,809,584	未 払 費 用	5,730,595
什 器 備 品	77,213	賞 与 引 当 金	5,011,833
無 形 固 定 資 産	2,127,893	固 定 負 債	116,817,241
電 話 加 入 権	393,981	長 期 未 払 金	23,013,600
ソ フ ト ウ ェ ア	1,733,912	長 期 預 り 金	10,000,000
投資その他の資産	7,712,360	預 り 保 証 金	17,414,241
投 資 有 価 証 券	5,807,360	退 職 給 付 引 当 金	66,389,400
差 入 保 証 金	1,905,000	(純 資 産 の 部)	▲ 10,634,279
		株 主 資 本	▲ 10,634,279
		資 本 金	50,000,000
		利 益 剰 余 金	▲ 60,634,279
		そ の 他 利 益 剰 余 金	▲ 60,634,279
		繰 越 利 益 剰 余 金	▲ 60,634,279
資 産 合 計	207,882,150	負 債 及 び 純 資 産 合 計	207,882,150

4 損益明細書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(1) 収入内訳表

(単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	受託収入	受取利息等
フェリー事業収入	348,231,561	334,729,270	13,502,291	-
駐車場等事業収入	325,617,733	325,617,733	-	-
指定管理者事業収入	148,526,158	1,826,110	146,700,048	-
受 取 利 息 等	-	-	-	-
合 計	822,375,452	662,173,113	160,202,339	-

(2) 支出内訳表

(単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		人件費	物件費	減価償却費
フェリー事業費	348,218,353	289,673,127	58,472,647	72,579
駐車場等事業費	252,222,387	5,523,052	242,650,696	4,048,639
指定管理者事業費	123,963,689	5,523,052	118,419,004	21,633
一 般 管 理 費	48,234,263	34,262,665	13,963,843	7,755
合 計	772,638,692	334,981,896	433,506,190	4,150,606

(3) 収支内訳表（営業収支）

(単位 円)

科 目	収 入	支 出	収 支 差
フェリー事業費	348,231,561	348,218,353	13,208
駐車場等事業費	325,617,733	252,222,387	73,395,346
指定管理者事業費	148,526,158	123,963,689	24,562,469
一 般 管 理 費	-	48,234,263	▲48,234,263
合 計	822,375,452	772,638,692	49,736,760

VI 令和6年度事業計画

1 事業計画の概要

(1) フェリー事業

フェリー事業においては、フェリーに乗船するトラックの港への到着確認、効率良くフェリーに乗船させるための車両待機レーンの振り分け、安全に乗船するための誘導、乗船車両の確認等を行うとともに、旅客への案内、受付、発券等を行い、安全で確実な貨物輸送と旅客輸送をサポートする。

7月に一部ダイヤ改正が行われる小豆島・高松航路については、勤務体制の変更を行い、フェリーの運航に支障が生じないように対応する。

発着地	航路	船社	便数	船隻数	就航年月
神戸三宮	神戸 ~ 小豆島 高松	ジャンボフェリー(株)	4/日	2	S44.11
	神戸 ~ 宮崎	宮崎カーフェリー(株)	1/日	2	H26.10
六甲 アイランド	神戸 ~ 大分	(株)商船三井さんふらわあ	1/日	2	S45.2

(2) 駐車場等事業

駐車場、シャープール、コイン洗車場等の管理を適切に行うとともに、収入増に努める。

駐車場名等	利用目的	駐車可能台数
ポートアイランド中埠頭駐車場	乗用車	187台
青木北駐車場	乗用車	136台
ポートアイランド シャープール	シャープール	20F 30台
		40F 190台
		40F 283台
		20F 22台 40F 27台
六甲アイランド シャープール	シャープール	20F 95台
		40F 185台
		40F 285台
摩耶埠頭シャープール	シャープール	40F 90台
ポートアイランド2期シャープール	シャープール	40F 273台

※六甲アイランドシャープール 5月より255台から285台に増設

(3) 指定管理者事業

神戸市から指定管理者として指定を受け施設・設備の管理を行っている神戸三宮フェリーターミナル及びポートターミナル（神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体）において、フェリーと接続するための架道橋、旅客乗降用施設の保守点検、ターミナルの清掃、機械電気設備等を常時正常な状態で運転・維持するための運転監視、日常点検保守や定期点検保守、施設等の修繕、改修工事を適切に行い、ターミナル機能を良好に維持する。

さらに、フェリーターミナルにおいて、台風による高潮が予想される場合は貨物、車両の避難を関係者に伝える等の対策を行う。

ポートターミナルについては、旅客船の入港数の増加対応や日中国際フェリーにおける旅客輸送再開にも対応する。

2 経営改善の取組状況

(1) これまでの取組状況

- ・ 昭和63年の瀬戸大橋開通や平成7年の阪神・淡路大震災により経営状況が悪化。さらに平成10年4月の明石海峡大橋開通に伴い、青木埠頭では高松航路の1航路のみを残して船社がほぼ全面撤退することとなった。その抜本的再建対策として、一旦全社員を解雇し、残存航路に見合った適正人員を再雇用して再出発することにした。
その結果、81名のうち17名を再雇用し、フェリー事業縮小に伴う受け皿として関連会社であるポート産業㈱へ34名を移籍させ、残り30名は県・市関係への就職斡旋、自主就職等により会社組織の再編成を行った。
- ・ 平成11年3月、本社を青木埠頭から現在の新港フェリーターミナルに移転した。
- ・ 平成14年度末には付帯事業としての旅行事業を廃止し、社員の再配置をすることにより、フェリー事業部門の強化を図った。
- ・ 平成17年度以降、指定管理者制度導入への対応、定年退職者の再雇用制度の整備等、時代の変化に対応した取組を進めるとともに、平成26年度には宮崎航路の新規就航によりフェリー事業の拡大を推進した。
- ・ 令和2年度には、業務全体の適正化・効率化を推進し、出先事務所の閉鎖（本社一元化）に伴う物件費の削減や退職者不補充等による人件費の削減に取り組んだほか、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい業績を踏まえ、冬季賞与の削減を行った。
- ・ 令和3年度には、本社管理部門を2部制から1部制に改組し、業務体制の適正化・効率化を推進したほか、役員報酬、管理職手当の見直しを行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい業績を踏まえ、賞与（夏季・冬季）の削減を実施した。さらに、青木北駐車場において駐車区画を増設し、増収を図ったほか、神戸港の物流の円滑化、競争力強化に資するため、ポートアイランド2期において、シャーシプールの開設・運営を行った。
- ・ 令和4年度には、早期に経営改善を進め、安定的な経営基盤を構築するため、令和4年7月に「経営改善計画」を策定し、本計画に基づき、主にフェリー事業の収支改善に取り組んだ。その結果、債務超過額は概ね計画どおりに縮小した。

(2) 令和5年度の取組

- ・ 令和4年度に引き続き、「経営改善計画」に基づき、役員報酬、管理職手当の見直しを行い、賞与（夏季・冬季）の削減を行い、債務超過を縮小した。

(3) 令和6年度の取組

- ・ 当年度で債務超過の解消を図る。
- ・ 役員報酬、管理職手当等の削減を継続するとともに、パート・アルバイトの有効活用等、人員配置の弾力的な運用を図る。

4 予定貸借対照表（令和7年3月31日現在）

（単位 千円）

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	171,200	(負 債 の 部)	205,465
現 金 預 金	155,000	流 動 負 債	87,293
売 掛 金	16,200	買 掛 金	30,500
		未 払 法 人 税 等	0
固 定 資 産	35,694	未 払 消 費 税	11,000
有 形 固 定 資 産	26,207	前 受 金	12,500
建 物	4,915	預 り 金	25,000
建 物 付 属 設 備	-	未 払 費 用	2,800
構 築 物	21,268	賞 与 引 当 金	5,493
什 器 備 品	24		
無 形 固 定 資 産	1,775	固 定 負 債	118,172
電 話 加 入 権	394	長 期 未 払 金	19,802
ソ フ ト ウ ェ ア	1,381	長 期 預 り 金	10,000
投資その他の資産	7,712	預 り 保 証 金	17,500
投 資 有 価 証 券	5,807	退 職 給 付 引 当 金	70,870
差 入 保 証 金	1,905		
		(純 資 産 の 部)	1,429
		株 主 資 本	1,429
		資 本 金	50,000
		利 益 剰 余 金	▲ 48,571
		そ の 他 利 益 剰 余 金	▲ 48,571
		繰 越 利 益 剰 余 金	▲ 48,571
資 産 合 計	206,894	負 債 及 び 純 資 産 合 計	206,894

5 予定損益明細書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(1) 収入内訳表

(単位 千円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	受託収入	受取利息等
フェリー事業収入	350,976	336,985	13,991	-
駐車場等事業収入	326,950	326,950	-	-
指定管理者事業収入	146,200	-	146,200	-
合 計	824,126	663,935	160,191	-

(2) 支出内訳表

(単位 千円)

科 目	合 計	内 訳		
		人件費	物件費	減価償却費
フェリー事業費	371,762	313,300	58,390	72
駐車場等事業費	258,848	6,150	248,650	4,048
指定管理者事業費	126,313	6,150	120,070	93
一般管理費	45,940	32,500	13,180	260
合 計	802,863	358,100	440,290	4,473

(3) 収支内訳表（営業収支）

(単位 千円)

科 目	収 入	支 出	収 支 差
フェリー事業費	350,976	371,762	▲20,786
駐車場等事業費	326,950	258,848	68,102
指定管理者事業費	146,200	126,313	19,887
一般管理費	-	45,940	▲45,940
合 計	824,126	802,863	21,263

Ⅶ 主要事業の推移（令和3年度～令和5年度）

項 目		3年度	4年度		5年度		備考	
		実績	実績	前年比	実績	前年比		
フェリー事業	乗用車	高松・小豆島	11,801 台	15,603 台	132.2%	18,019 台	115.5%	神戸発便 の実績
		大 分	8,379 台	11,201 台	133.7%	11,329 台	101.1%	
		宮 崎	25,288 台	31,893 台	126.1%	32,165 台	100.9%	
		計	45,468 台	58,697 台	129.1%	61,513 台	104.8%	
	トラック	高松・小豆島	40,455 台	41,362 台	102.2%	38,347 台	92.7%	
		大 分	32,499 台	31,827 台	97.9%	29,427 台	92.5%	
		宮 崎	23,242 台	23,949 台	103.0%	27,299 台	114.0%	
		計	96,196 台	97,138 台	101.0%	95,073 台	97.9%	
	総人員	高松・小豆島	67,280 人	102,185 人	151.9%	121,249 人	118.7%	
		大 分	43,691 人	63,138 人	144.5%	74,445 人	117.9%	
		宮 崎	30,863 人	58,617 人	189.9%	75,407 人	128.6%	
		計	141,834 人	223,940 人	157.9%	271,101 人	121.1%	
駐車場事業	ポートアイランド 中埠頭駐車場		172 台	162 台	94.2%	126 台	77.8%	年度末の 契約数
	青木北駐車場		136 台	135 台	99.3%	136 台	100.7%	
	ポートアイランド シャーシプール	20F	30 台	30 台	100.0%	30 台	100.0%	
		40F	190 台	190 台	100.0%	190 台	100.0%	
		40F	283 台	283 台	100.0%	283 台	100.0%	
		40F	27 台	27 台	100.0%	27 台	100.0%	
		20F	22 台	22 台	100.0%	22 台	100.0%	
	六甲アイランド シャーシプール	20F	95 台	95 台	100.0%	95 台	100.0%	
		40F	185 台	185 台	100.0%	185 台	100.0%	
		40F	255 台	255 台	100.0%	255 台	100.0%	
	摩耶埠頭 シャーシプール	40F	90 台	90 台	100.0%	90 台	100.0%	
	ポートアイランド 2期シャーシプール	40F	273 台	273 台	100.0%	273 台	100.0%	
計		1,758 台	1,747 台	99.4%	1,712 台	98.0%		

（注）ポートアイランド2期シャーシプールは、令和3年5月開設

(参考) 財務状況推移

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	4→5増減
損益計算書 (P/L)	営業利益	12,209	41,516	49,736	8,220
	営業収益	741,211	783,949	822,375	38,426
	営業費用	729,002	742,433	772,639	30,206
	うち販売費及び一般管理費	403,056	409,508	437,657	28,149
	うち人件費	321,718	328,800	334,982	6,182
	うち減価償却費	4,228	4,124	4,151	27
	営業外利益	0	0	0	0
	営業外収益	0	0	0	0
	営業外費用	0	0	0	0
	うち支払利息	0	0	0	0
	経常利益	12,209	41,516	49,736	8,220
	特別利益	0	0	0	0
	特別利益	0	0	0	0
	特別損失	0	0	0	0
	法人税等	335	5,009	19,133	14,124
当期純利益	11,874	36,507	30,604	△ 5,903	
前期繰越利益剰余金	△ 139,620	△ 127,746	△ 91,239	36,507	
繰越利益剰余金	△ 127,746	△ 91,239	△ 60,635	30,604	
貸借対照表 (B/S)	資産合計	135,336	181,191	207,882	26,691
	流動資産	88,644	138,636	167,714	29,078
	固定資産	46,692	42,555	40,168	△ 2,387
	うち建物	6,494	5,967	5,441	△ 526
	負債合計	213,082	222,429	218,516	△ 3,913
	流動負債	103,215	108,435	101,699	△ 6,736
	うち短期借入金	0	0	0	0
	固定負債	109,867	113,994	116,817	2,823
	うち長期借入金	0	0	0	0
	純資産合計	△ 77,746	△ 41,238	△ 10,634	30,604
	株主資本	△ 77,746	△ 41,238	△ 10,634	30,604
	資本金	50,000	50,000	50,000	0
	資本剰余金	0	0	0	0
利益剰余金	△ 127,746	△ 91,238	△ 60,634	30,604	
評価換算差額等	0	0	0	0	